

# 久納会計FAXニュース

平成26年2月20日



Kunuh Accounting Office

久納公認会計士事務所

## 消費税率アップの実務対応

消費税率が8%になる4月1日が近づいてきました。今回のFAXニュースは消費税率が変更となる3月末日前後の経理上の対応がテーマです。消費税率は17年前の平成9年4月に3%から5%に引き上げられました。その当時も同じような実務対応を行いました。

経理処理の一番の基本は5%分と8%分を分けて処理することです。単発の取引では、その発生した都度、簡単に分けることが出来ますが、日々継続した取引が発生する相手先については、意外と簡単ではありません。お互いに協力しながら、きっちり区分しなければ、相手先もこちらも困ることになります。

### 請求書を5%分と8%分で分ける

まず必要なのは、3月31日までの売上・仕入(消費税率5%)と4月1日からの売上・仕入(消費税率8%)をしっかりと区分して請求書を出す、あるいはもらうことです。

いわゆる末締めの場合は、これまで通りで大丈夫ですが、締日が20日など末締め以外の場合は、必ず3月末で一度締めて、請求書を発行してください。また、仕入先には請求書を発行してもらうよう依頼してください。

このような対応をしないと5%部分と8%部分が一つの請求書の中で混在し、経理処理がきわめて煩雑になります。同様な処理は平成9年の引き上げの際にも実際に行っていました。得意先・仕入先からすでにそうした要請あるいは通知が来ているところもあると思います。

### 出荷基準と検収基準の差異

通常、販売する側は売上を「出荷時」に計上し、仕入側は仕入を「納品時」あるいは「検収時」に計上することが多いと思います。それで

は、3月31日に出荷、4月1日納品となる商品があった場合、どうなるのでしょうか。通常の処理では販売側は5%の消費税で売上を計上し、仕入側は8%の消費税で仕入計上することになってしまいます。

この場合、原則は商品を販売する側、つまり仕入先に合わせることになっています(国税庁Q&A)。そのため、仕入先の請求書に合わせて消費税額を計上する場合は、問題ありません。

しかし、どうしても消費税額を得意先に合わせなければならない場合は、どうしたらよいでしょうか。こうしたケースでは必ず販売側と仕入側の消費税額が一致するように処理することをお願いします。このような処理を行ったからといって、税務調査で問題にならないというわけではありませんが、お互いの消費税額が一致していれば、課税上弊害がなく、かつ多く納税(8%で計算)することになるので、否認されること少ないと思われます。

また、3月末日を出荷と納品がまたぐような取引を出来るだけ避けることも必要になってきます。今年は3月末日が月曜日になりますので、3月の売上は3月末に得意先に到着するように出荷し、仕入の方も仕入先の出荷とこちらへの入荷が3月末日をまたぐような仕入をしないように気をつけることも必要です。

### 返品について

返品についても注意が必要です。3月末までに仕入れた商品を返品する場合は5%の消費税率で返品することになっています。

しかし、こうした処理は販売管理システムでは対応が難しく、結局は手入力で対応という形になると想定されます。

個々の取引が大きい場合は手入力による対応

は可能だと思いますが、取引の件数が多く、かつ個々の取引金額が小さい場合にはとても手入力での対応は難しいと想定されます。

一つの対応方法としては、相手先と協議し4月以降の返品については新税率で行うと決めてしまうことだと思います。消費税は相手先と消費税率を合わせていけば、課税上は弊害がないということもいえます。ただ、この方法は必ずしも税法に準拠しているわけではなく、あくまで実務的な対応であり、税務調査においても問題になる可能性も残されています。

もう一つの対応方法としては、3月末在庫についていったん返品処理を行い、4月1日付けで納品処理をすることです。いわゆる「赤黒伝票を切る」方法です。このような方法をとれば、すべてが新税率による納品であるため、返品を新税率で行っても問題はありませぬ。平成9年の消費税率変更の際にも、このような対応をとった会社が実際にありました。

### 長期未回収の売掛金

売掛金が貸し倒れになると、その残高の中に含まれる消費税分が返ってきます。返ってくると言っても、実際は消費税の納付額がその分減ることになります。具体的には105万円(本体価格100万円、消費税5万円)の売掛金が貸し倒れになった場合には、消費税の5万円が納付税額から差し引かれます。

消費税が3%から5%に上がって、すでに17年が経過し、3%時代の売掛金が残っていることは無いと思いますが、今後は5%時代の売掛金、8%時代の売掛金が長期未回収売掛金となる可能性があります。こうした売掛金が貸し倒れになった場合、それぞれの消費税率に合わせて貸し倒れの計算と消費税の戻しの計算をすることになります。

私どもの事務所でも、4月以降の決算において、こうしたことに気をつけて決算を行い、翌年以降の決算でも長期未回収売掛金の有無、何%時代の消費税のものかをフォローしていきませんが、お客様の方でも請求書などの保存を確実に行っ

ていただくなど、気をつけていただきたいと思います。

### よくある誤解

会社は消費税率がアップする前にいろいろなものを買った方がよいのでしょうか。答えは会社によって違うというのが正解です。消費税を納めなくてもよい会社(免税業者といいます)、あるいは簡易課税方式を選択している会社では、消費税が上がる前に購入する方が有利です。

しかし、一般の会社(原則課税)では、税抜の本体価格が変わらない限り、消費税率がアップする前でも後でも、損も得もしません。たとえば100万円(税抜)の商品を仕入れて、100万円(税抜)で売るという例で考えてみます。なお単純化のため、他には取引はないとします。そして、販売は4月以降で8%の消費税8万円がかかるとします。

3月までに仕入れた場合、仕入に関する消費税は5万円です。このとき、この会社が国に納める消費税はもらった8万円マイナス支払った5万円で3万円が納税額となります。4月以降に仕入れた場合は、仕入の消費税は8万円となるため、8万円マイナス8万円で納税額はゼロとなります。この例ではもらった消費税は8万円で同じです。支払った消費税は3月までの仕入では5万円プラス納税額3万円で合計8万円。4月以降の仕入では仕入業者に払った8万円の消費税だけで納税はありませんので、合わせて8万円です。結局、変わらないこととなります。

これは固定資産などを購入する時でも同じで、3月までも4月以降でも、税抜の本体価格が同じなら、納付する消費税が変わるだけで、合計額では変わりませぬ。

消費税率の変更に伴い、ご不明な点がありましたら、当事務所担当者までご連絡下さい。

以上